

福島、
その先の
環境へ。

対話フォーラム

福島県での環境再生事業と今後の課題

(福島県内の除去土壌の安全な再生利用に向けて)

環境省 環境再生・資源循環局

2023年8月19日

県外最終処分

法律で定められた国の責務

「福島県内の除去土壌等を
中間貯蔵開始後30年以内(2045年3月まで)に
福島県外で最終処分すること」

福島の深刻な環境被害と、
それによる住民の方々の過重な負担を考慮したもの

除去土壌の再生利用について

- 除去土壌のうち、全体の約 3 / 4 の濃度が低い土壌は再生利用、残りの約 1 / 4 の濃度が高い土壌は最終処分へ。
- 環境省では、飯舘村長泥地区において、食用作物や花き類、野菜等の栽培実験を行い、安全性を確認。



再生利用についての情報発信の取組

除去土壌を用いた鉢植えの設置



定期的な現地見学会の実施



福島県飯舘村長泥地区の見学会に参加しませんか

飯舘村の長泥地区では、除染で発生した土壌のうち、放射能濃度の低いものを再生資材化して盛土に活用し、農地を造成する事業が進められています。環境省では、この取組を広く知っていただくため、定期的に見学会を開催しています。皆さまのご参加をお待ちしております。



長泥地区環境再生事業見学会開催予定日

2023.8/26(土)・9/25(月)・10/2(日)

10/28(土)・11/27(月)

※水田は除草剤などは、水田の機能を回復するための作業を行っているエリアを避けます。写真は、過去の見学会の様子です。

参加無料

集合：福島駅東口AXCビル1F駐車場もしくは飯舘村長泥コミュニティセンター

一人でも多くの方に
この問題を知っていただき
共に考えていただきたい